

【参考】技術情報の改訂内容については、以下リンクを参照ください。
https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/EnergyProgramforHouse_Ver3100toVer3110_261001.pdf
https://www.kenken.go.jp/becc/documents/house/3-4_261001_v21_rireki.pdf

No.	質問内容	回答																						
1	付属部材の定義について確認したい。 また、「ブラインドシャッター」のように、明らかに防犯と日射制御の両方を目的とした製品を採用した場合は、ブラインドとして扱って差し支えないか。	「技術情報(住宅)次期更新版 第三章第一節 3. 用語の定義」に記載の通り、2026年10月以前の住宅の評価方法において、外付けブラインドとして評価可能な付属部材であれば、2026年10月以降も外付けの日射遮蔽部材として評価することが可能です（従前と定義の変更はありません）。 個別製品に関する取り扱いについては各審査機関等にお問い合わせください。																						
2	付属部材の例として「外付けブラインド」および「内付けブラインド」が例示されているが、外付けのロールスクリーンや日射制御を目的とした防犯用のシャッターは日射遮蔽部材として適用は可能か。	「技術情報(住宅)次期更新版 第三章第一節 3. 用語の定義」に記載の通り、2026年10月以前の住宅の評価方法で対象としている「外付けブラインド」及び「和障子」、非住宅建築物の評価方法で対象としている「内付けブラインド」が2026年10月以降の住宅の評価方法での評価対象になります。 なお、非住宅の評価方法では完了検査時に付属部材の設置が確認できない場合でも当該開口部の直近内側にレール等が設置されている場合は「内付けブラインド」が設置されるものとみなして評価可能ですが、「技術情報(住宅)次期更新版 第三章第四節 表3」の脚注に記載の通り、2026年10月以降は住宅の評価方法においても、当該開口部の直近内側にレール等を設置する場合、付属部材の取り扱いが「あり」には付録 C の表 1 に示す「内付けの日射遮蔽部材（和障子を除く）」の値を、付属部材の取り扱いが「なし」には付録Cの表1に示す「付属部材なし」の値を適用することができます。 個別製品に関する取り扱いについては各審査機関等にお問い合わせください。																						
3	1つの開口部に、外付けブラインドと和障子が併設されている場合、第四節 日射熱取得率 表 3 ではどの分類として扱うのか。 <table><tr><th colspan="4">表 3 日射制御を目的とする付属部材の分類と取り扱い</th></tr><tr><th rowspan="2">分類</th><th rowspan="2">対象とする付属部材の例</th><th colspan="2">付属部材の取り扱い</th></tr><tr><th>冷房期</th><th>暖房期</th></tr><tr><td>付属部材を設置しない又は評価しない</td><td>－</td><td>なし</td><td>なし</td></tr><tr><td>上下又は左右に開閉することで付属部材の有無が変更可能な付属部材を設置する</td><td>外付けブラインド、内付けブラインド*</td><td>あり</td><td>あり又はなし</td></tr><tr><td>上記以外の付属部材を設置する</td><td>外付けブラインド(スラット角度調整機能のみ又は固定)、内付けブラインド(スラット角度調整機能のみ又は固定)、和障子</td><td>あり</td><td>あり</td></tr></table> ※ 当該開口部の直近内側にレール等を設置する場合、付属部材の取り扱いが「あり」には付録 C の表 1 に示す「内付けの日射遮蔽部材(和障子を除く)」の値を、付属部材の取り扱いが「なし」には付録 C の表 1 に示す「付属部材なし」の値を適用することができる。	表 3 日射制御を目的とする付属部材の分類と取り扱い				分類	対象とする付属部材の例	付属部材の取り扱い		冷房期	暖房期	付属部材を設置しない又は評価しない	－	なし	なし	上下又は左右に開閉することで付属部材の有無が変更可能な付属部材を設置する	外付けブラインド、内付けブラインド*	あり	あり又はなし	上記以外の付属部材を設置する	外付けブラインド(スラット角度調整機能のみ又は固定)、内付けブラインド(スラット角度調整機能のみ又は固定)、和障子	あり	あり	同一の開口部に対して複数の付属部材がある場合は、「技術情報(住宅)次期更新版 第三章第四節 6.2 垂直面日射熱取得率」に記載の通り「いずれか 1 つを評価する」、または「同節 表3」に記載の通り「いずれも評価しない」となります。
表 3 日射制御を目的とする付属部材の分類と取り扱い																								
分類	対象とする付属部材の例	付属部材の取り扱い																						
		冷房期	暖房期																					
付属部材を設置しない又は評価しない	－	なし	なし																					
上下又は左右に開閉することで付属部材の有無が変更可能な付属部材を設置する	外付けブラインド、内付けブラインド*	あり	あり又はなし																					
上記以外の付属部材を設置する	外付けブラインド(スラット角度調整機能のみ又は固定)、内付けブラインド(スラット角度調整機能のみ又は固定)、和障子	あり	あり																					
4	6.2.1 表3 日射制御を目的とする付属部材の分類と取り扱いについて 外付けブラインド、内付けブラインドの付属部材の取扱いに関して、暖房期は「あり又はなし」と記載されているが、こちらは設計者判断でいずれを選んでもよいのか。	ご認識の通りです。 ただし、「技術情報(住宅)次期更新版 第三章第四節 表 3」に記載の通り、「上下又は左右に開閉することで付属部材の有無が変更可能な付属部材を設置する」場合に限りますのでご注意ください。																						
5	本件については、仕様基準／誘導仕様基準にも適用可能か。	仕様基準・誘導仕様基準における付属部材の取り扱いについては、これまで同様です。 【参考】仕様基準（平成28年国土交通省告示第266号）、誘導仕様基準（令和4年国土交通省告示第1106号）における記載内容（抜粋） 付属部材（紙障子、外付けブラインド（開口部の直近室外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインドをいう。以下口において同じ。）及びその他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。以下口において同じ。）																						